



第4章

計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとり、各種団体等あらゆる分野の参画を推進し、支援することが必要です。また、全庁的な推進体制を整備し、情報公開等を行い、住民と行政が一体となった総合的な推進を図ることが大切です。

(1) 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、さまざまな分野でのかかわりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 計画の進行管理の推進

男女共同参画計画の総合的、計画的な推進に向けて、男女共同参画計画にもとづく諸施策が実効的に行われているかについて、「(仮称)宇陀市男女共同参画計画推進委員会」を設置し、進捗状況を報告し、課題の検討を行い、計画の進行管理を実施していきます。

(3) 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。

あわせてこれらに対する住民意見の聴取に努め、計画の推進や計画の見直し等に反映させていきます。

(4) 国・県との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・県との連携を図ります。

2 第2次計画における数値目標

男女共同参画社会の確実な実現に向けて、以下の指標について目標値を掲げ、達成に向けて各種事業を推進していくものとします。

検証指標	現状	目標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：67.7% 女性：58.4%	100%に近づける
「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 （「どちらかといえば正しいと思わない」「正しいとは思わない」の割合）	男性：63.5% 女性：67.1%	100%に近づける
審議会等における女性の登用率	21.7% (平成29年(2017年)3月31日)	30% (国の第4次男女共同参画 基本計画参照)
市職員の管理職に占める女性の割合（一般行政職の課長級以上）	33.1% (平成29年(2017年)4月1日) 【一般行政職】19.5% (平成29年(2017年)4月1日)	30%
自治会における女性の会長の割合	1.4% (平成29年(2017年)4月1日)	10%に近づける
男性の育児・介護休業の取得率（庁内）	1.42% (平成28年(2016年)中： 介護休暇のみ)	5%
市職員の年次有給休暇の平均年間取得日数	7.4日 (平成28年(2016年))	10日以上
校長・教頭職への女性職員の占める割合	10.0% (平成29年(2017年)4月1日)	継続的に増加
DVを受けたけれど相談できなかった方の割合	男性：28.6% 女性：17.4%	0%に近づける